

# 秋田県労働委員会年報

平成28年度

(第52号)

秋田県労働委員会事務局



## は し が き

この年報は、平成28年度に秋田県労働委員会が取り扱った事件等の処理状況や委員会の活動状況を収録したものです。

県内経済は、全体として緩やかな持ち直しの動きが続いており、雇用情勢も改善しておりますが、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる当県にあっては、安定した雇用の場の確保や若者の県内定着は、依然として大きな課題となっております。また、国が「一億総活躍社会」の実現に向けて掲げた「働き方改革」では、同一労働同一賃金の実現や長時間労働の是正などが検討されており、我が国の労働制度と働き方は大きく変わろうとしております。このような状況の中、労働委員会には、社会の重要なセーフティ・ネットとして、集団的労使紛争や個別労働関係紛争の公平かつ迅速な解決により、魅力的な職場環境の構築に向け寄与することが強く求められております。

当委員会が取り扱う事件は、件数から見ると落ち着いてきておりますが、その内容は複雑化し、解決に向け慎重な対応を必要とするものが増えております。これからも、先例や判例等の研究・研鑽に努めるとともに、法令に準拠し、的確に事件の解決を図り、健全な労使関係の確立に努力してまいりたいと考えております。今後とも、関係者の皆様からの御協力をお願いします。

この小冊子が、日頃労使関係に携わり、あるいは関心を寄せられている方々の御参考になれば幸いです。

平成29年5月

秋田県労働委員会

事務局長 平川 祐作

# 目 次

第1章 労働委員会の組織	-----	1
第1節 秋田県労働委員会委員（第42期）	-----	1
第2節 秋田県労働委員会あっせん員候補者	-----	2
第3節 事務局職員	-----	3
第2章 活動状況	-----	5
第1節 会議	-----	5
1 総会	-----	5
2 公益委員会議	-----	12
3 連絡会議	-----	13
第2節 不当労働行為事件の審査	-----	17
第3節 不当労働行為事件の再審査	-----	20
第4節 行政訴訟	-----	20
第5節 労働組合の資格審査	-----	20
第6節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に基づく認定・告示	--	21
第7節 労働争議の調整等	-----	22
1 調整事件	-----	22
2 公益事業の争議行為予告及び実情調査	-----	31
3 公益事業以外の労働争議の実情調査	-----	31
4 労調法第37条に基づく公益事業に係る争議行為の予告状況一覧表	-----	34
第8節 個別労働関係紛争のあっせん	-----	36
1 概要	-----	36
2 個別労働関係紛争のあっせん事件一覧表	-----	40
第9節 労働委員会活性化に向けた取組	-----	44

# 第 1 章 労働委員会の組織



# 第1章 労働委員会の組織

## 第1節 秋田県労働委員会委員（第42期）

（任期 平成28年12月1日～平成30年11月30日）

区分	氏名	現職	就任年月日	備考
公益委員	(会長) 湊 貴美男	弁護士	平 12. 12. 1 34期～	
	(会長代理) 古谷 薫	弁護士	平 12. 12. 1 34期～	
	嶋崎 真仁	秋田県立大学システム科学技術学部 准教授	平 20. 12. 1 38期～	
	山本 隆弘	弁護士	平 24. 12. 1 40期～	
	泉田 雅俊	公認会計士 税理士	平 26. 12. 1 41期～	
労働者委員	黒崎 保樹	日本労働組合総連合会秋田県連合会 会長	平 24. 2. 6 39期～	
	堀内 敏子	いとく労働組合執行副委員長	平 26. 3. 7 40期～	
	澤田 宏	運輸労連秋田県連合会執行委員長	平 27. 12. 1 41期～	
	平泉 哲也	秋田県東北電力関連産業労働組合総 連合会長	平 28. 2. 1 41期～	
	藤井 真悟	日本労働組合総連合会秋田県連合会 事務局長	平 28. 8. 5 41期～	
使用者委員	高野 力	(一社)秋田県経営者協会 専務理事	平 20. 6. 1 37期～	
	三浦 潔	秋田三菱自動車販売(株) 代表取締役社長	平 14. 12. 1 35期～	
	吉田 和枝	吉田興業(株) 代表取締役社長	平 16. 12. 1 36期～	
	倉部 稲穂	日本精機(株) 代表取締役社長	平 22. 12. 1 39期～	
	保坂 幸義	東北運輸(株) 取締役相談役	平 26. 12. 1 41期～	

### 退任委員

区分	氏名	前職	退任年月日	備考
労	東海林 悟	日本労働組合総連合会秋田県連合会 会長	平 28. 5. 31	

## 第2節 秋田県労働委員会あつせん員候補者

平成29年4月25日現在

氏名	現職	委嘱年月日	備考
湊 貴美男	公益委員	平12.12.1	会長
古谷 薫	公益委員	平12.12.1	会長代理
嶋崎 真仁	公益委員	平20.12.1	
山本 隆弘	公益委員	平24.12.3	
泉田 雅俊	公益委員	平26.12.1	
黒崎 保樹	労働者委員	平24.2.28	
堀内 敏子	労働者委員	平26.3.25	
澤田 宏	労働者委員	平27.12.15	
平泉 哲也	労働者委員	平28.2.23	
藤井 真悟	労働者委員	平28.8.23	
高野 力	使用者委員	平20.6.24	
三浦 潔	使用者委員	平14.12.1	
吉田 和枝	使用者委員	平16.12.1	
倉部 稲穂	使用者委員	平22.12.7	
保坂 幸義	使用者委員	平26.12.1	
平川 祐作	事務局長	平29.4.25	
加藤 仁悦	審査調整課長	平27.4.27	

### 解任あつせん員

氏名	前職	解任年月日	備考
東海林 悟	労働者委員	平28.6.28	
舘岡 和	事務局長	平29.4.25	

### 第3節 事務局職員

平成29年4月1日現在

班名	職名	氏名	発令年月日	備考
事務局長		平川 祐作	平29. 4. 1	建設政策課長から
審査調整課長		加藤 仁悦	平27. 4. 1	
審査班	主幹（兼）班長	小松 雅利	平27. 4. 1	
	副主幹	田村 知巳	平29. 4. 1	学術振興課副主幹から
	主査	内藤 麻衣子	平27. 4. 1	
調整班	主幹（兼）班長	山口 卓	平25. 4. 1	審査班から (平29. 4. 1)
	副主幹	柴田 淳	平28. 4. 1	
	副主幹	藤原 由佳	平27. 4. 1	

#### 退職・転出者

職名	氏名	退職・転出年月日	備考
事務局長	舘岡 和	平29. 3. 31	退職
調整班 主幹（兼）班長	佐々木 正浩	平29. 3. 31	退職



## 第2章 活動状況



## 第2章 活動状況

### 第1節 会議

#### 1 総会

回	年月日	付議事項等
定例 1011	28. 4. 26	<p>(1) 付議事項</p> <p>① あっせん員候補者の委嘱及び解任について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>① 集団労働関係紛争あっせん事件の終結について ・平成28年(調)第1号事件</p> <p>② 個別労働関係紛争あっせん事件の申請及び終結について ・平成28年(個)第1号事件</p> <p>③ 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について</p> <p>④ 春闘全自交交渉状況について</p> <p>⑤ 秋田県労働委員会行政文書公開事務取扱要綱及び秋田県労働委員会個人情報事務取扱要綱の改正について</p> <p>⑥ 平成28年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会について</p> <p>(3) その他</p> <p>① 平成28年度研修計画について</p> <p>② 秋田県労働委員会あっせん員候補者名簿について</p>
定例 1012	28. 5. 17	<p>(1) 報告事項</p> <p>① 個別労働関係紛争あっせん事件の申請について ・平成28年(個)第2号事件</p> <p>② 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について</p> <p>③ 春闘全自交交渉状況について</p> <p>④ 平成28年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会について</p> <p>⑤ 「労働委員会が行う個別紛争処理手続(あっせん)についての意識調査」の実施について</p>

回	年月日	付 議 事 項 等
定 例 1013	28. 6. 28	<p>(1) 付議事項</p> <p>① あっせん員候補者の解任について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>① 個別労働関係紛争あっせん事件の終結について ・平成28年(個)第2号事件</p> <p>② 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について</p> <p>③ 平成28年度全国労働委員会会長連絡会議について</p> <p>④ 6月議会における質疑応答について</p> <p>(3) その他</p> <p>① 秋田県労働委員会あっせん員候補者名簿について</p> <p>② 平成28年度労働委員会諸会議等出席予定表について</p>
定 例 1014	28. 7. 26	<p>(1) 報告事項</p> <p>① 集団労働関係紛争あっせん事件の申請について ・平成28年(調)第2号事件</p> <p>② 第660回公益委員会議について</p> <p>③ 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について</p> <p>④ 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会について</p> <p>⑤ 第71回全国労働委員会連絡協議会総会にブロックとして提出する議題について</p>

回	年月日	付 議 事 項 等
定 例 1015	28. 8.23	<p>(1) 付議事項</p> <p>① あっせん員候補者の委嘱について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>① 集団労働関係紛争あっせん事件の経過について ・平成28年(調)第2号事件</p> <p>② 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について</p> <p>③ 平成28年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の開催について</p> <p>(3) その他</p> <p>① 秋田県労働委員会あっせん員候補者名簿について</p> <p>② 研修委員会からのお知らせ</p> <p>③ 個別労働紛争処理制度周知月間における街頭宣伝について</p>
定 例 1016	28. 9.27	<p>(1) 報告事項</p> <p>① 集団労働関係紛争あっせん事件の終結について ・平成28年(調)第2号事件</p> <p>② 個別労働関係紛争あっせん事件の申請について ・平成28年(個)第3号事件</p> <p>③ 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について</p> <p>④ 9月議会及び決算審査における質疑応答について</p> <p>(2) その他</p> <p>① 街頭宣伝(10月4日)に関する諸連絡について</p>

回	年月日	付 議 事 項 等
定 例 1017	28.10.25	<p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 集団労働関係紛争あっせん事件の申請について <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年(調)第3号事件</li> </ul> </li> <li>② 個別労働関係紛争あっせん事件の申請について <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年(個)第4号事件</li> </ul> </li> <li>③ 個別労働関係紛争あっせん事件の経過について <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年(個)第3号事件</li> </ul> </li> <li>④ 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について</li> <li>⑤ 決算特別委員会における質疑応答について</li> </ul>
定 例 1018	28.11.22	<p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 集団労働関係紛争あっせん事件の経過について <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年(調)第3号事件</li> </ul> </li> <li>② 個別労働関係紛争あっせん事件の終結について <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年(個)第4号事件</li> </ul> </li> <li>③ 個別労働関係紛争あっせん事件の経過について <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年(個)第3号事件</li> </ul> </li> <li>④ 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について</li> <li>⑤ 公益委員会議の開催について</li> <li>⑥ 平成28年度全国労働委員会連絡協議会総会について</li> <li>⑦ 全国労働委員会連絡協議会第1回運営委員会について</li> <li>⑧ 平成28年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会について</li> <li>⑨ 平成28年度東北地区労使関係セミナーについて</li> </ul> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 個人番号(マイナンバー)の提供について</li> </ul>

回	年月日	付 議 事 項 等
1019	28.12. 1	(1) 付議事項 ① 会長の選挙について ② 会長代理の選挙について (2) その他 ① 各側幹事委員の選任について
定 例 1020	28.12.20	(1) 報告事項 ① 集団労働関係紛争あっせん事件の経過について ・平成28年(調)第3号事件 ② 個別労働関係紛争あっせん事件の終結について ・平成28年(個)第3号事件 ③ 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について ④ 12月議会における質疑応答について (2) その他 ① 第72回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)の提出について

回	年月日	付 議 事 項 等
定 例 1021	29. 1. 24	<p>(1) 協議事項</p> <p>① 第72回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)の提出について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>① 集団労働関係紛争あっせん事件の終結について ・平成28年(調)第3号事件</p> <p>② 個別労働関係紛争あっせん事件の申請について ・平成28年(個)第5号及び第6号事件</p> <p>③ 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について</p> <p>④ 研修委員会の開催について</p> <p>(3) その他</p> <p>① 平成29年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会に係る議題について</p>
定 例 1022	29. 2. 28	<p>(1) 協議事項</p> <p>① 平成29年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会に係る議題について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>① 個別労働関係紛争あっせん事件の申請及び終結について ・平成29年(個)第1号事件</p> <p>② 個別労働関係紛争あっせん事件の終結について ・平成28年(個)第5号・第6号事件</p> <p>③ 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について</p> <p>④ 2月議会における質疑応答について</p> <p>(3) その他</p> <p>① 平成29年度諸会議の日程と出席委員について</p> <p>② 平成29年度総会の日程(案)について</p>

回	年月日	付 議 事 項 等
定 例 1023	29. 3. 28	<p>(1) 協議事項</p> <p>① 平成29年度総会の日程(案)について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>① 集団労働関係紛争あっせん事件の申請について</p> <p>・平成29年(調)第1号事件</p> <p>② 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について</p> <p>③ 平成29年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会について</p> <p>(3) その他</p> <p>① 平成29年度諸会議の日程と出席委員について</p> <p>② 研修委員会委員について</p> <p>③ 事務局職員の異動について</p>

## 2 公益委員会議

回	年月日	審 議 事 項
660	28. 7. 11	(1)付議事項 労働組合の資格審査（労働者委員候補者推薦）について ・秋労委平成28年（資審）第1号 ・秋労委平成28年（資審）第2号
661	28.10.25	(1)付議事項 労働組合の資格審査（労働者委員候補者推薦）について ・秋労委平成28年（資審）第3号 ・秋労委平成28年（資審）第4号

### 3 連絡会議

#### ○ 全国会議開催状況

##### (1) 第71回全国労働委員会連絡協議会総会

期 日	平成28年11月17日(木)～18日(金)
場 所	東京都中野区「中野サンプラザ」
議 事	厚生労働大臣挨拶、運営委員長報告、事務局長報告
議 題	① 労働委員会の活性化について —経験の交流— ② 第一審裁判所における「物件提出命令」の認容決定後（抗告審係属中）に、同一文書について「物件提出命令」の申立てがなされた場合の審査の在り方について —経験と見解の交流— ③ 組合から申立てが繰り返されるなど、労使関係が著しく悪化している状況での2号事件の解決手法について —経験と見解の交流—
講 演	①演題：「持続可能な」労働委員会制度への展望 講師：前福岡県労働委員会会長 九州大学名誉教授 野田 進 氏

##### (2) 全国労働委員会会長連絡会議

期 日	平成28年6月3日(金)
場 所	石川県金沢市「ホテル金沢」
議題懇談	集团的労使紛争事件のうち合同労組が当事者となる労使紛争事件の解決に向けた取組 —調整手続・審査手続において—

##### (3) 全国労働委員会事務局長連絡会議

期 日	平成28年6月2日(木)
場 所	石川県金沢市「ホテル金沢」
議 題	① 審査概況等について ② 調整事件等の概況について ③ 平成28年度公労使個別紛争専門研修について ④ 平成28年度公労使委員合同研修について ⑤ 議題懇談「事務局長連絡会議の持ち方について」

(4) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

期 日 平成28年11月24日(木)

場 所 東京都港区「労働委員会会館」

- 議 題
- ① 事件処理の標準的なスケジュール及び迅速・的確な処理のための工夫等について
  - ② 当事者の事情により審査の進行が困難な場合の対応について

(5) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

期 日 平成28年11月25日(金)

場 所 東京都港区「労働委員会会館」

- 議 題
- ① 調整業務の運営について
  - ② 都道府県労働委員会等からの事例報告
    - ・労働争議調整事件における事例
    - ・個別労働紛争事件における事例
  - ③ 都道府県労働委員会からの業務報告

## ○ ブロック会議開催状況

### (1) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会

期 日	平成28年5月26日(木)～27日(金)
場 所	秋田県秋田市「秋田ビューホテル」
議 題	① 第71回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する議題について ② 平成27年取扱事件とその傾向及び特異事件について ③ 平成27年度決算について ④ 平成28年度予算(案)について ⑤ 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の会長及び副会長の選任について ⑥ 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について ⑦ 平成29年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について
研修課題	① 証拠物の採用と和解協定事項の履行について ② 一時金の支給をめぐるあっせん申請等への対応について

### (2) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会

期 日	平成28年10月27日(木)～28日(金)
場 所	岩手県盛岡市「ホテルメトロポリタン盛岡」
講 演	「雇用における男女の平等」 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 (中央労働委員会公益委員) 中窪 裕也 氏
研修課題	① 労使関係が悪化し、信頼関係低下により繰り返される不当労働行為の救済申立に対する対応について ② 試用期間を延長し業務を変更することにより賃金が減額した社員からのあっせん申請への対応について

### (3) 北海道・東北六県労働委員会事務局長連絡会議

期 日	平成28年5月26日(木)
場 所	秋田県秋田市「秋田ビューホテル」
議 題	① 「労使関係セミナー」の開催について

#### (4) 北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議

期 日	平成28年8月25日（木）～26日（金）
場 所	宮城県仙台市「パレス宮城野」
議 題	① 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の開催時期について
研修議題	① いわゆる「駆け込み訴え事件」において、駆け込んだ組合員が調査期日に出席しない場合における和解協定締結に向けた手法について ② 不当労働行為救済命令の履行確認について ③ 審査期間の短縮に向けての取り組みについて ④ 三者委員の忌避・回避について ⑤ 争点整理について ⑥ 合同労組の資格審査について ⑦ 労働局(紛争調整委員会)による個別あっせんが打切りによって終結した後、県(道) 労委へ個別あっせんが申請された場合における被申請者への対応等について ⑧ 調整(集団、個別) 事件におけるあっせん内容を、当事者が外部に口外することについて ⑨ 個別労働関係紛争あっせん参加について消極的な被申請者への対応について ⑩ 無期労働契約への転換に関する雇い止めの増加について ⑪ 個別労働関係紛争あっせん制度の市町村に対する周知について ⑫ あっせん(個別・集団) の先延ばしへの対応について ⑬ 個別あっせん申請の受付直後、あっせん申請の取下げの申し出があった場合の対応について ⑭ 労働委員及び職員に対する研修について ⑮ 委員への担当業務の割り振りについて

## 第2節 不当労働行為事件の審査

### 1 概要

平成28年度に係属した不当労働行為事件はなかった。

#### (1) 取扱状況

第1表 年度別不当労働行為事件取扱件数

(単位：件、%)

区分 年度	係属件数			終 結 件 数											繰 越	
	繰 越	新 規	計	取 下 ・ 和 解				命 令 ・ 決 定				(ア) 終 結 計	(イ) 終 結 率			
				取 下	無 関 与 和 解	関 与 和 解	計	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下			計		
																救 済 率
24																
25																
26		1	1													1
27	1	1	2			2	2						2	100		
28																
計	—	2	—			2	2						2	—	—	

(注)

$$(ア) \text{救済率} = \frac{\text{全部救済} + \text{一部救済} \times 0.5}{\text{命令・決定}} \times 100$$

$$(イ) \text{終結率} = \frac{\text{終結件数}}{\text{係属件数}} \times 100$$

(2) 申立状況

平成24～28年度に係属した新規申立て事件の産業別・企業規模別の状況は、次のとおりである。

第2表 年度別業種別件数

(単位：件)

業種 年度	農 林 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製造業			電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	情 報 通 信 業	運輸業				卸 売 ・ 小 売 業	金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	飲 食 店 ・ 宿 泊 業	医 療 ・ 福 祉 社	教 育 ・ 学 習 支 援 業	複 合 サ ー ビ ス 事 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他	計	
				金 属 製 品	木 製 品	そ の 他			鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	そ の 他											
平成24																							
25																							
26											1												1
27																	1						1
28																							
計											1						1						2

第3表 年度別企業規模別申立件数

(単位：件)

区分 年度	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人 以上	計
24						
25						
26	1					1
27	1					1
28						

(3) 審査状況

平成28年度に係属した事件はなかった。

第4表 事件別審査状況一覧表

該当なし

(4) 終結状況及び審査の期間の目標の達成状況

平成28年度に終結した事件はなかった。

なお、当労働委員会では、平成17年から審査期間の目標を設定している（当初は1年6ヶ月、現在は1年）。

第5表 終結事件一覧表

該当なし

第6表 年度別平均処理日数

(単位：日)

区分 年度	内 訳				総平均
	命令・決定	和 解 ・ 取 下			
		取 下	関与和解	無 関 与 和 解	
24					
25					
26					
27			(2) 460		(2) 230
28					

(注) ( ) は終結件数

### 第3節 不当労働行為事件の再審査

#### 1 概要

平成28年4月から平成29年3月までに再審査事件として中央労働委員会に係属した事件はなかった。

### 第4節 行政訴訟

#### 1 概要

平成28年4月から平成29年3月までに行政訴訟事件として裁判所に係属したものはなかった。

### 第5節 労働組合の資格審査

#### 1 概要

平成28年度に係属した資格審査は、新規申請が4件であった。

いずれも労働者委員候補者推薦に係るものであり、適合決定により終結となった。

第1表 年度別労働組合資格審査状況

(単位：件)

区分 年度	係属			終結				繰越	補正勧告
	繰越	新規	計	取下 打切	適合	不適合	計		
24		2	2		2		2		
25		2	2		2		2		
26		4	4		2		2	2	
27	2	5	7	3	4		7		
28		4	4		4		4		

第2表 年度別係属理由別審査状況

(単位：件)

区分 年度	委員推薦		不当労働行為		法人登記		総会決議		合計	
	取扱計	適合	取扱計	適合	取扱計	適合	取扱計	適合	取扱計	適合
24	2	2							2	2
25	2	2							2	2
26	2	2	2						4	2
27	4	4	3						7	4
28	4	4							4	4

## 2 労働組合資格審査取扱一覧表

資格審査番号	申請年月日	申請理由	終結状況		備考
			年月日	内容	
平成28年（資審）1号	28. 6. 28	労働者委員候補者推薦	28. 7. 11	適合	
平成28年（資審）2号	28. 7. 5	労働者委員候補者推薦	28. 7. 11	適合	
平成28年（資審）3号	28. 9. 27	労働者委員候補者推薦	28. 10. 25	適合	
平成28年（資審）4号	28. 10. 11	労働者委員候補者推薦	28. 10. 25	適合	

## 第6節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に基づく認定・告示

### 1 概要

平成28年4月から平成29年3月までに係属した地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定・告示はなかった。

## 第7節 労働争議の調整等

### 1 調整事件

#### (1) 概要

平成28年度に取り扱った調整事件は、新規係属のあっせん事件が3件であり、2件が解決で終結し、1件が29年度に繰越となった(第1表)。

調整事項は、「その他賃金」など経済的事項が2件、「団交促進」、「解雇」など非経済的事項が4件であった(第2表)。

業種別では、「製造業」、「運輸業」、「サービス業」が各1件であった(第3表)。

組合規模別では、組合員数「30人未満」、「50～99人」、「100～199人」が各1件であり、企業規模別では、全て従業員数「30人未満」であった(第4表)。

申請者別では、全て労働者(労働組合)側からの申請であった(第5表)。

平均所要日数は78.5日で(第6表)、解決率は100%であった(第7表)。

第1表 調整事件取扱件数

(単位：件)

区分 年度	取扱総数			あっせん									調停			仲裁		
				件数			取扱結果						件数			件数		
	繰越	新規	計	繰越	新規	小計	不開始	移管	取下	解決	打ち切	繰越	繰越	新規	小計	繰越	新規	小計
24																		
25																		
26		1	1		1	1					1							
27	1	4	5	1	4	5				3	2							
28		3	3		3	3				2		1						
計	1	8	9	1	8	9				5	2	2						

第2表 年度別調整事項件数（新規）

（単位：件）

調整 事項 年度	経 済 的 事 項				非 経 済 的 事 項					計
	賃上げ	一時金	その他 賃 金	その他	団 交 促 進	労 働 協 約	解 雇	配転・ 出向	その他	
24										
25										
26			2	1	1				1	5
27		1	2				1	2	1	7
28			1	1	1		2		1	6
計		1	5	2	2		3	2	3	18

（注）調整事項が複数にわたるものがあるため、事件数とは一致しない。

第3表 業種別件数（新規）

（単位：件）

業種 年度	農 林 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製造業			電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	情 報 通 信 業	運 輸 業				卸 売 ・ 小 売 業	金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	飲 食 店 ・ 宿 泊 業	医 療 ・ 福 祉 業	教 育 ・ 学 習 支 援 業	複 合 サ ー ビ ス 事 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他	計
				金 属 製 品	木 製 品	そ の 他			鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	そ の 他										
24																						
25																						
26															1							1
27															2	2						4
28						1					1								1			3
計						1					1				3	2			1			8

第4表 組合員及び企業規模別件数（新規）

（単位：件）

年 度	規模 区分	30人未満	30～49人	50～99人	100～199人	200～299人	300人以上	計
		24	組合員					
	従業員							
25	組合員							
	従業員							
26	組合員				1			1
	従業員				1			1
27	組合員			3	1			4
	従業員	3		1				4
28	組合員	1		1	1			3
	従業員	3						3
計	組合員	1		4	3			8
	従業員	6		1	1			8

第5表 申請者別件数（新規）（単位：件）

年度 区分	使用者	労働者	双方
	24		
25			
26		1	
27		4	
28		3	
計	0	8	0

第6表 平均所要日数（単位：日）

年度 区分	あっせん	調 停
	24	—
25	—	
26	—	
27	102.0	
28	78.5	

（注）所要日数は、申請日から終結までの日数である。

（不開始及び取り下げは除く。  
繰越事件は、翌年度に計上する。）

第7表 解決率（単位：%）

年度 区分	あっせん	調 停
	24	—
25	—	
26	—	
27	60	
28	100	

（注）

$$\text{解決率} = \frac{\text{解決件数}}{\text{解決件数} + \text{打切件数}} \times 100$$

（繰越事件は、翌年度に計上する。）

(2) 調整事件一覧表

調 整		事 件 名 (業種)	申 請 者	申 請 年月日	調 整 事 項	調 整 員 指 名 年月日	終 結 年月日	所 要 日 数	終 結 内 容
番 号	区 分								
28-2	あっ せん	平成28年 (調)第2号 (製造業)	労働 組合	28. 6.30	1 違法解雇に対する 損害賠償と精神 的苦痛に対する 慰謝料の支払い 2 年次有給休暇残 日数分相当額の 支払い 3 時間外労働手当 の支払い 4 再就職の邪魔を しないこと	28. 7.14	28. 9.12	75日	解決
28-3	あっ せん	平成28年 (調)第3号 (サービス業)	労働 組合	28. 10.21	1 解雇の撤回	28. 11.9	29. 1.10	82日	解決
29-1	あっ せん	平成29年 (調)第1号 (運輸業)	労働 組合	29. 3.10	1 誠実な団体交渉	29. 3.27	—	—	繰越

※事件番号は、暦年で付している。

## 平成28年（調）第2号あっせん事件

申請 平成28年 6月30日(労働者)  
終結 平成28年 9月12日(解決)

### 1 当事者の概要

- (1) 労働者側 X労働組合
- (2) 使用者側 Y会社（製造業）

### 2 調整事項

違法解雇に対する損害賠償と精神的苦痛に対する慰謝料の支払い、年次有給休暇残日数分相当額の支払い、時間外労働手当の支払い、再就職の邪魔をしないこと

### 3 調整員（あっせん員）

【公益】湊      【労働者】澤田      【使用者】吉田

### 4 調整開始に至るまでの経緯

正社員であったAは、度重なるミスを理由に会社から退職勧奨されたことを受け、申請者である組合に加入した。Aが退職勧奨を拒否したところ、会社が解雇を通告したため、組合はこの解雇の正当性をめぐり団体交渉を行ったが、妥結に至らず、労働者側があっせんで申請した。

### 5 調整開始から終結に至るまでの経緯

平成28年 6月30日 労働者側からのあっせん申請、事務局職員による事前調査  
7月 1日 事務局職員による使用者側事前調査  
7月14日 あっせん員指名  
8月22日 第1回あっせん  
9月12日 第2回あっせん  
同 日 解決で終結

#### 【労働者側主張】

- ・ ミスは認めるが会社に損失は与えておらず、解雇されるほどのことではない。
- ・ 会社は、ミスの再発防止策をとらず、指導も不十分であった。また、配置転換等解雇を回避する措置をとっておらず、解雇権の濫用である。

#### 【使用者側主張】

- ・ Aのミスにより、重要な契約が解除される恐れがあったため、会社の将来を見据え、解雇を決断せざるを得なかった。
- ・ ミスの度に注意を促し業務の改善を図ってきたが、ミスがなくならず、Aに適性がないと判断した。小さな会社であり、Aの配置転換先はなかった。

あっせん員が、本件解雇の原因となったミスに対する受け止め方や再発防止に向けた対応状況について、労使双方の見解や主張を確認の上、具体的な解決条件の検討を求めたところ、使用者側から金銭の支払いによる解決が提案された。

これを受け、あっせん員が調整を図り、使用者側がAに解決金を支払うこと、使用者側はAの再就職活動に不利益となる言動を行わないこと、労働者側は会社の営業活動に不利益となる言動を行わないこと等を内容とするあっせん案を提示したところ、双方がこれを受諾し、本事件は終結した。

## 平成28年(調)第3号あっせん事件

申請 平成28年10月21日(労働者)

終結 平成29年 1月10日(解決)

### 1 当事者の概要

- (1) 労働者側 X労働組合
- (2) 使用者側 Y法人(サービス業)

### 2 調整事項

解雇の撤回

### 3 調整員(あっせん員)

【公益】湊、古谷      【労働者】黒崎      【使用者】三浦

### 4 調整開始に至るまでの経緯

法人は、経営状況の悪化を理由に希望退職者を募ったが、希望者がいなかったため、職員3名を整理解雇した。組合は、うち組合員である2名の解雇の撤回を求め、団体交渉を行ったが、妥結に至らず、労働者側があっせんで申請した。

### 5 調整開始から終結に至るまでの経緯

平成28年10月21日 労働者側からのあっせん申請

- 10月27日 事務局職員による労働者側事前調査
- 11月 9日 あっせん員指名
- 11月11日 事務局職員による使用者側事前調査
- 11月22日 あっせん員協議
- 同日 公益側あっせん員によるあっせん参加に向けた使用者側説得
- 12月12日 第1回あっせん

平成29年 1月10日 第2回あっせん

- 同日 解決で終結

#### 【労働者側主張】

- ・ 事業の見直しや職員の給料引き下げ等、解雇を回避する努力もせず、組合員2名の解雇を決定した。事前に説明や協議もなく一方的に行った解雇であり、無効である。

#### 【使用者側主張】

- ・ 役員報酬をなくし、職員の給料も据え置く等の努力はしてきたが、恒常的に赤字の状態であり、2名の解雇はやむを得なかった。

あっせん員が、使用者側に対し、整理解雇の手続きの妥当性について問題点を指摘し、紛争解決に向け、具体的な解決条件の検討を求めたところ、使用者側から、解雇の撤回はできないが、解決金の支払いには応じるとの提案がなされた。

これに対し、当該組合員のうち1名が、金銭による解決を受け入れる姿勢を示したことから、あっせん員が調整を図り、使用者側が組合員1名に解決金を支払うこと等を内容とするあっせん案を提示したところ、双方がこれを受諾し、本事件は終結した。

なお、残る組合員1名については、合意に至らなかった。

## 平成29年（調）第1号あっせん事件

申請 平成29年 3月10日(労働者)  
係属中

### 1 当事者の概要

- (1) 労働者側 X労働組合  
(2) 使用者側 Y会社（運輸業）

### 2 調整事項

誠実な団体交渉

### 3 調整員（あっせん員）

【公益】湊、山本      【労働者】平泉      【使用者】高野

### 4 調整開始に至るまでの経緯

組合は、労働条件の改善等を求めるため、会社側に要求書を提出し団体交渉を申し入れた。以降4回に渡り要求書を提出し、3回団体交渉が行われたが、いずれも会社側が一方的に席を立つ形で終了し、交渉に進展はなかった。その後、会社側が、組合との話し合いには応じないと回答したことから、労働者側があっせんで申請した。

### 5 調整開始から終結に至るまでの経緯

平成29年 3月10日 労働者側からのあっせん申請、事務局職員による事前調査  
3月27日 あっせん員指名  
3月28日 あっせん員協議

#### 【労働者側主張】

- ・ 社長は、「俺のやり方が嫌なら辞めてもいい」と言うが、このような発言はパワハラであり、不当労働行為である。
- ・ これまで3回団体交渉を行ったが、社長は一方的な回答に終始し、実質的な交渉ができていないため、誠実な対応を求める。

#### 【使用者側主張】

- ・ 労働条件について、従業員に聞いても文句はないと言っており、労働争議があるという認識はない。話があれば従業員から直接聞くため、あっせんに参加するつもりはない。

(以降の経緯は、次年報に掲載)

## 2 公益事業の争議行為予告及び実情調査

### (1) 公益事業の争議行為予告

平成28年度の労調法第37条の規定に基づく争議行為予告件数は、中労委受付分64件、当労委受付分5件の合計69件であった。

これを業種別にみると、道路貨物及び航空運輸など運輸事業が52件（75.4%）と最も多く、次いで多いのが、医療又は公衆衛生事業の13件（18.8%）であった（第1表）。

争議事項別にみると、賃上げ、一時金などの経済的事項を要求内容とするものが48件（69.6%）、解雇や職場環境など非経済的事項が21件（30.4%）であった（第2表）。

### (2) 実情調査

平成28年度に実施した、公益事業に係る実情調査件数は、41件であった。

これを業種別にみると、運輸事業が25件（61.0%）、医療又は公衆衛生事業が13件（31.7%）、その他3件（7.3%）であった。

また、争議事項別にみると、賃上げ、一時金などの経済的事項に係るものが37件（90.2%）、労働協約など非経済的事項に係るものが4件（9.8%）であった（第3表）。

なお、実際に争議行為を実施したのは4組合であるが、全て小規模なものであったため、県民生活への影響はほとんどなかった。

## 3 公益事業以外の労働争議の実情調査

平成28年度に実施した公益事業以外の労働争議に係る実情調査件数は6件であった。

これらは、秋田市内のハイ・タク業6社の賃上げ等に係る労働争議について調査したものである（第4表）。

第1表 業種別争議行為予告件数

(単位:件)

業種 受付労委	予 告 件 数	運 輸 事 業						郵 電 便 気 又 通 は 信 事 業	水道、電気又は ガス供給事業			医療又は 公衆衛生事業	
		鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	航 空 運 輸	そ の 他	小 計		水 道	電 気	ガ ス	医 療 業	公 事 衆 衛 生 業
中 労 委	64	4	4	16	26	2	52	3		1		8	
秋 労 委	5											5	
計	69	4	4	16	26	2	52	3		1		13	

第2表 争議事項別争議行為予告件数

(単位:件)

争議事項 受付労委	予 告 件 数	経 済 的 事 項							非 経 済 的 事 項				
		賃 上 げ	夏 季 一 時 金	年 末 一 時 金	年 間 一 時 金	そ の 他 賃 金	そ の 他	小 計	団 交 促 進	労 働 協 約	解 雇	そ の 他	小 計
中 労 委	64	24	7	11	1			43		3	1	17	21
秋 労 委	5	2		1	2			5					
計	69	26	7	12	3			48		3	1	17	21

第3表 争議行為予告に係る実情調査件数（公益事業関連）

（単位：件）

業種	争議事項	運輸事業						郵便 便気 又通 は信 事業	水道、電気又は ガス供給事業			医療又は 公衆衛生事業		計
		鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	航 空 運 輸	そ の 他	小 計		水 道	電 気	ガ ス	医 療 業	公 事 衆 衛 生 業	
経済的 事項	賃上げ	3	2	6		1	12	2		1		5(2)		20(2)
	夏季一時金			4			4				1		5	
	年末一時金			6			6				3(1)		9(1)	
	年間一時金										3(2)		3(2)	
	その他賃金													
	その他													
	計		3	2	16		1	22	2		1		12(5)	
非経済的 事項	団交促進													
	労働協約	1	2				3							3
	解雇													
	配転・出向													
	その他											1		1
	計		1	2				3				1		4
合計		4	4	16		1	25	2		1		13(5)		41(5)

（注）予告件数69件のうち27件（航空運輸業26件、電気通信事業1件）は、秋田県内に執行機関がない組合に係るものであり、また、1件（その他運輸事業）は、同一組合に係る上部団体からの予告であったことから、計28件の実情調査は行っていない。

なお、（ ）は、当労委の受付分(内数)である。

第4表 公益事業以外の労働争議の実情調査件数

事業	件数	要求事項	争議行為の形態
道路旅客運送業 (ハイ・タク業)	全自交秋田地連加盟 秋田市内タクシー 労働組合 6件	賃上げ	

#### 4 労調法第37条に基づく公益事業に係る争議行為の予告状況一覧表

第1表 業種別予告件数

(単位：件)

年度	業種別 受付労委	予告 件 数	運輸事業						郵便 又は 電気 通信 事業	水道、電気又は ガス供給事業			医療又は公 衆衛生事業	
			鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	航 空 運 輸	そ の 他	小 計		水 道	電 気	ガ ス	医 療 業	公 衆 衛 生 事 業
24	中労委	55	4	4	21	14	1	44	3				8	
	秋労委	5											5	
	計	60	4	4	21	14	1	44	3				13	
25	中労委	56	4	4	19	17	1	45	3				8	
	秋労委	5											5	
	計	61	4	4	19	17	1	45	3				13	
26	中労委	66	4	4	21	21	2	52	3		1		10	
	秋労委	5											5	
	計	71	4	4	21	21	2	52	3		1		15	
27	中労委	72	4	4	18	32	2	60	3		1		8	
	秋労委	5											5	
	計	77	4	4	18	32	2	60	3		1		13	
28	中労委	64	4	4	16	26	2	52	3		1		8	
	秋労委	5											5	
	計	69	4	4	16	26	2	52	3		1		13	
計	中労委	313	20	20	95	110	8	253	15		3		42	
	秋労委	25											25	
	計	338	20	20	95	110	8	253	15		3		67	

第2表 争議事項別予告件数

(単位：件)

年度	争議事項 受付労委	予告 件数	経済的事項						非経済的事項					
			賃 上 げ	夏 季 一 時 金	年 末 一 時 金	年 間 一 時 金	そ の 他 賃 金	そ の 他	小 計	団 交 促 進	労 働 協 約	解 雇	そ の 他	小 計
24	中労委	55	21	8	13	2	2		46				9	9
	秋労委	5	2		1	2			5					
	計	60	23	8	14	4	2		51				9	9
25	中労委	56	20	6	14	1	6		47				9	9
	秋労委	5	2		2	1			5					
	計	61	22	6	16	2	6		52				9	9
26	中労委	66	26	7	9		5		47			8	11	19
	秋労委	5	2		1	2			5					
	計	71	28	7	10	2	5		52			8	11	19
27	中労委	72	29	1	6	12	3		51			11	10	21
	秋労委	5	2		1	2			5					
	計	77	31	1	7	14	3		56			11	10	21
28	中労委	64	24	7	11	1			43		3	1	17	21
	秋労委	5	2		1	2			5					
	計	69	26	7	12	3			48		3	1	17	21
計	中労委	313	120	29	53	16	16		234		3	20	56	79
	秋労委	25	10		6	9			25					
	計	338	130	29	59	25	16		259		3	20	56	79

## 第8節 個別労働関係紛争のあっせん

### 1 概要

平成28年度に取り扱った個別労働関係紛争のあっせん事件は、新規係属事件が6件、繰越事件が1件であり、終結状況は、7件全てが打切であった（第1表）。

紛争内容別では、「経営又は人事」に関する事項、「職場の人間関係」に関する事項が各3件、「労働条件等」に関する事項が1件であった（第2表）。

業種別では、「建設業」、「卸売・小売業」、「サービス業」が各2件であった（第3表）。

企業規模別では、従業員数「30人未満」が2件、「30～49人」が1件、「300人以上」が3件であった（第4表）。

申請者別では、全て労働者側からの申請であった（第5表）。

平均所要日数は41.3日で（第6表）、解決に至った事件はなかった（第7表）。

第1表 個別労働関係紛争のあっせん事件取扱件数

（単位：件）

区分 年度	件 数			内 訳				
	繰 越	新 規	計	解 決	打 切	取 下	不 開 始	繰 越
19		1	1					1
20	1	7	8	5			1	2
21	2	22	24	9	11		3	1
22	1	13	14	6	4	1	3	
23		13	13	3	7(4)	1	2	
24		2	2	1	1(1)			
25		6	6	2	4(2)			
26		5	5	2	2(1)	1		
27		3	3	1	1(1)			1
28	1	6	7		7(4)			
計	5	78	83	29	37(13)	3	9	5

（注）（ ）は、被申請者があっせんに参加しなかった件数（内数）

第2表 個別労働関係紛争のあつせん事件の紛争内容別件数（新規）（単位：件）

紛争内容		年 度					計
		2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	
経営又は人事			1	2	1	3	7
ア	解雇		1	1	1	3	6
イ	配置転換、出向・転籍						
ウ	復職						
エ	懲戒処分			1			1
オ	退職						
カ	勤務延長、再雇用						
キ	その他経営又は人事						
賃金等			4	1			5
ク	賃金未払い						
ケ	賃金増額						
コ	賃金減額		1				1
サ	一時金		1				1
シ	退職一時金		2				2
ス	解雇手当			1			1
セ	休業手当						
ソ	諸手当						
タ	その他賃金						
チ	年金（企業年金・厚生年金等）						
労働条件等		1			1	1	3
ツ	労働契約				1		1
テ	労働時間						
ト	休日・休暇						
ナ	年次有給休暇						
ニ	育児休業・介護休業						
ヌ	時間外労働						
ネ	安全・衛生						
ノ	福利厚生制度						
ハ	社会保険						
ヒ	労働保険					1	1
フ	その他の労働条件等	1					1
職場の人間関係		2	3	4	2	3	14
ヘ	セクハラ						
ホ	パワハラ・嫌がらせ	2	3	4	2	3	14
その他							
マ	その他						
計		3	8	7	4	7	29

(注) 紛争内容が複数にわたる場合、該当する項目にそれぞれ計上するため、事件数とは一致しない。

第3表 業種別件数（新規）

（単位：件）

業種 年度	農 林 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製造業			電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	情 報 通 信 業	運 輸 業				卸 売 ・ 小 売 業	金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	飲 食 店 ・ 宿 泊 業	医 療 ・ 福 祉 業	教 育 ・ 学 習 支 援 業	複 合 サ ー ビ ス 事 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他	計
				金 属 製 品	木 製 品	そ の 他			鉄 道 業	道 路 旅 客 物 運 送 業	道 路 貨 物 運 送 業	そ の 他										
24												2										2
25			1									3	1			1						6
26							1					1				1		2				5
27	1			1														1				3
28			2									2						2				6
計	1		3	1			1					8	1			2		5				22

第4表 企業規模別件数（新規）

（単位：件）

区分 年度	区分						計
	30人未満	30～49人	50～99人	100～199人	200～299人	300人以上	
24		1				1	2
25	2					4	6
26	2	1	1		1		5
27	2			1			3
28	2	1				3	6
計	8	3	1	1	1	8	22

第5表 申請者別件数（新規）

（単位：件）

区分 年度	区分		
	使用者	労働者	双方
24		2	
25		6	
26		5	
27		3	
28		6	
計		22	

第6表 平均所要日数 (単位:日)

年度	所要日数
24	28.0
25	44.0
26	33.5
27	33.0
28	41.3

(注)所要日数は、申請日から終結までの日数である。

〔不開始及び取下げは除く。  
繰越事件は、翌年度に計上する。〕

第7表 解決率 (単位:%)

年度	解決率
24	50
25	33
26	50
27	50
28	0

(注) 
$$\text{解決率} = \frac{\text{解決件数}}{\text{解決件数} + \text{打切件数}} \times 100$$

(繰越事件は、翌年度に計上する。)

## 2 個別労働関係紛争のあっせん事件一覧表

事 件 番 号	業 種	申請者 (人数)	申 請 年月日	あっせん事項	あっせん員 指名年月日 あっせん員
28- 1	林業	労働者 (1名)	28. 3. 25	パワハラ等に対する 損害賠償	28. 3. 30  (公)泉 田 (労)黒 崎 (使)倉 部
28- 2	建設業	労働者 (1名)	28. 5. 6	経済的損失と精神的 苦痛に対する損害賠償	28. 5. 12  (公)山 本 (労)堀 内 (使)吉 田
28- 3	小売業	労働者 (1名)	28. 9. 21	解雇の撤回	28. 9. 27  (公)嶋 崎 (労)平 泉 (使)保 坂
28- 4	卸売業	労働者 (1名)	28. 10. 20	経済的損失と精神的 苦痛に対する損害賠償	28. 10. 25  (公)泉 田 (労)堀 内 (使)倉 部
28- 5  (28-6と 同時 申請)	サービス業	労働者 (1名)	28. 12. 22	1 不快な言動に対 する謝罪 2 経済的損失と精 神的苦痛に対する 損害賠償	29. 1. 4  (公)嶋 崎 (労)藤 井 (使)保 坂

労働者側の主張	使用者側の主張	終結年月日 終結区分	所 要 日 数
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上司、同僚からパワハラを受けたり、労働条件について十分な説明がなされないこと等から、退職せざるを得なかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用者側に非はなく、賠償金を支払うつもりはないので、あっせんに参加しない。</li> </ul>	28. 4. 20 打 切 (不参加)	27日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引先にクレームを入れたことで、突然解雇を通告されたが、一度も注意や訓告も受けたこともなく、手順を踏まない不当解雇である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者には問題のある行動が多いとわかってきた矢先に、社長の許可もなく大事なメイン取引先に勝手に苦情を申し立て、会社の信用を失墜させた行為は許しがたい。</li> </ul>	28. 6. 15 打 切 (不参加)	41日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務成績及び業務能率が不良として解雇された。何度か仕事上のミスに対し注意・指導は受けたが、解雇されるほどのミスは犯していないため、解雇は無効である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社からの教育・指導があったにも関わらず、業務に必要な基本的作業が習得できず、上長からの指示等にも従わないため、今後も改善が期待できない。申請者の能力、勤務態度及び会社の規模から、他の職種への転換も不可能である。</li> </ul>	28. 11. 30 打 切  あっせん ①28. 11. 30	71日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重量物を扱う仕事が多かったため手を痛め、休業せざるを得なかった。</li> <li>・ 休業中の経済的な補償やこれまでの職場環境に関し会社と話し合ったものの、誠意ある対応がみられず、退職せざるを得なかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重量物は主に男性従業員が扱っている。仕事中に手の痛みの訴えはなく、他に同様の怪我をした従業員もいないため、仕事が怪我の原因との判断はできない。</li> <li>・ 休業中の手当や復職に向けた配置転換の提案など、会社として十分に対応したつもりである。</li> </ul>	28. 11. 21 打 切 (不参加)	33日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務時間内に作業を終えるためには休憩が取れない状況であった。また、上司からパワハラとも言える不快な言動を受けてきた。</li> <li>・ 本社に通報して改善を求めてきたが、状況が変わらなかったため、耐えきれず、退職せざるを得なかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適宜休憩を取るよう伝えており、休憩が取れない場合や時間内に終わらない場合は超過勤務として対応している。また、上司の言動を調査したが、パワハラがあったとは認められなかった。</li> <li>・ 謝罪や賠償金の支払いはできないが、あっせんで解決したい気持ちはある。</li> </ul>	29. 2. 8 打 切  あっせん ①29. 2. 8	49日

事 件 番 号	業 種	申請者 (人数)	申 請 年月日	あっせん事項	あっせん員 指名年月日 あっせん員
28- 6  (28-5と 同時 申請)	サービス業	労働者 (1名)	28. 12. 22	1 経済的損失と精神的苦痛に対する 損害賠償 2 精神的苦痛に対する謝罪	29. 1. 4  (公)嶋 崎 (労)藤 井 (使)保 坂
29- 1	建設業	労働者 (1名)	29. 2. 6	精神的・経済的損失 に対する損害賠償	29. 2. 15  (公)山 本 (労)澤 田 (使)倉 部

(注)・事件番号は、暦年で付している。

- ・「不開始」及び「取下」で終結した事件については、所要日数を算定していない。
- ・あっせんを行った事件については、あっせん回数とあっせん日を記載している。



## 第9節 労働委員会活性化に向けた取組

人口減少・少子高齢化の進行、非正規雇用労働者の増加、グローバル化による競争激化など、労働を取り巻く環境は大きく変化している。こうした中で、労使紛争の未然防止や早期、円満な解決のために、労働委員会がその機能を発揮し、使命を十分に果たしていけるよう、認知度を高めるなどの労働委員会活性化に向けた取組を行った。

### 1 「個別労働紛争処理制度周知月間」における広報・周知

10月を周知月間として、全国の労働委員会が制度の周知、広報を重点的に行っている。当労働委員会でも、次の活動を行った。

#### (1) 街頭宣伝活動

平成28年10月4日に、JR秋田駅前において、委員、事務局職員が街頭宣伝活動を行い、チラシ、ポケットティッシュを配布した。

#### (2) コンビニ・ショッピングセンターへのチラシの配置

平成28年10月に、県が包括協定を締結しているローソン、ファミリーマート等にチラシ約2,650枚を配置した。

#### (3) 県政広報紙・ラジオを活用した利用呼びかけ

「あきた県広報」で利用を呼びかけた。

#### (4) 各市町村広報紙への掲載

#### (5) 労委ホームページによる周知月間中の取組の告知

### 2 年間を通じた広報・周知

#### (1) 出前講座、関係団体の会合での講演等

平成28年7月に、事務局職員が、全自交東日本「自主管理・自主経営」学習交流会において出前講座を実施した。

#### (2) 外部の研修会等での広報・周知

平成28年10月に、連合秋田執行委員会において周知を行った。

#### (3) 求人情報誌及びフリーペーパーへの掲載

- ・ 月刊求人情報誌に毎号、広告を掲載した。
- ・ 求人情報フリーペーパー（月2回発行）に随時、広告を掲載した。

(4) 新聞紙上での広報

地元紙の「困ったときの相談窓口」欄（月1回程度）に、業務内容・連絡先を掲載した。

(5) あきた県民手帳への掲載

あきた県民手帳の「県民相談窓口」欄に、連絡先を掲載した。

3 研修会の開催等

(1) 定例総会に合わせた委員研修会

・会議議題等の検討・意見交換

(2) 講演会の開催

期 日 平成28年10月25日

演 題 「ハラスメントの予防・解決のために」

講 師 秋田県立大学 キャリアカウンセラー 簾内 聖子 氏

(3) 労使関係セミナーへの参加

期 日 平成28年11月7日

場 所 福島県福島市「エスパル福島」

内 容

基調講演 「働きやすい職場環境の形成について」

～ハラスメント対策とメンタルヘルスケア～

講 師 中央労働委員会公益委員、慶應義塾大学大学院法務研究科教授

森戸 英幸 氏

パネルディスカッション

テ ー マ 「働きやすい職場環境の形成について」

～ハラスメント対策とメンタルヘルスケア～

【表】

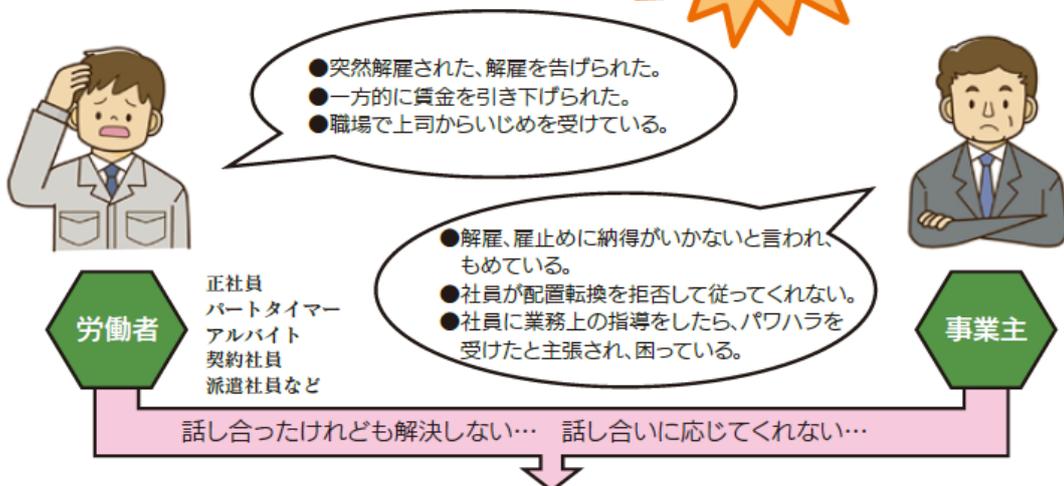
# 労使間のトラブルでお悩みの 労働者、事業主のみなさまへ

～「個別労働関係紛争あっせん」をご利用ください～



秋田県労働委員会では、労働者個人と事業主との間で発生した解雇や労働条件をめぐるトラブル(個別労働関係紛争)が双方の話し合いにより解決されるよう支援(あっせん)をしています。

## ◆たとえば、こんなことでお困りではありませんか？



## ◆このようなトラブルの解決には 「個別労働関係紛争あっせん」が便利です！

あっせんでは、当委員会の公益委員(弁護士等)・労働者委員(労働組合役員等)・使用者委員(会社経営者等)各1名ずつのあっせん員が、労働者と事業主の双方から主張をお聞きし、専門的立場から助言等を行い歩み寄りを勧め、あっせん案(解決案)を提示して解決を図ります。

労働者・事業主  
のどちらからでも  
申請OK



利用無料  
非公開・秘密厳守

公・労・使のあっせん員3名が円満な解決に向けてお手伝いします。

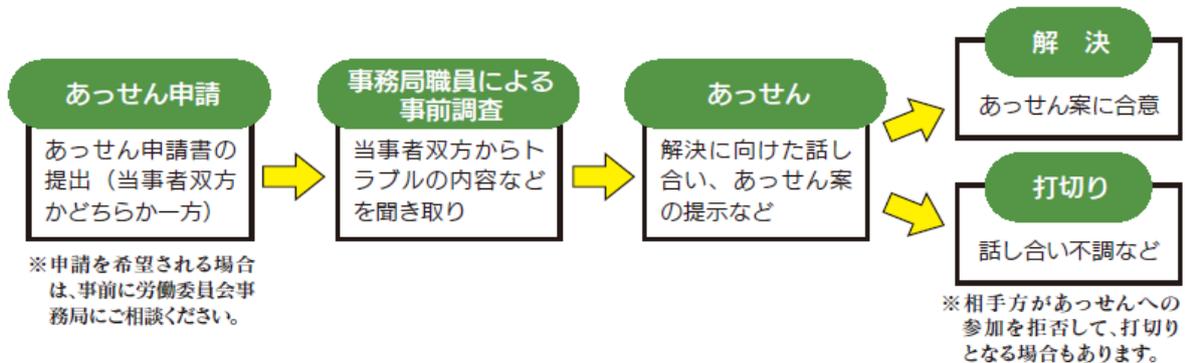
※労使間のものでない争い、裁判所など他の機関で解決済みや係争中の労使紛争などは取り扱いません。

秋田県労働委員会事務局



【裏】

## あっせんのおおまかな流れ



### あっせんの事例(解決例)

#### ■解雇■

Aさんは、会社で受付事務を担当していましたが、社長から突然解雇予告を受けました。解雇理由は、日頃の勤務態度、遅刻、配置転換の拒否などでした。Aさんは、これらの解雇理由は事実ではない部分があり納得できないとして、あっせんに申請しました。

→ あっせんの結果、Aさんが解雇を受け入れる一方、会社がAさんに解決金を支払うことで解決しました。

#### ■職場でのいじめ■

Bさんは、上司からささいな仕事上のミスを大声でどなられるなどのいじめを受けた結果、精神的なダメージが蓄積し、医師から自宅療養を要すると診断されるほどの状況になり、やむを得ず退職しました。そこで、会社に経済的、精神的損害の補償を要求してあっせんに申請しました。

→ あっせんの結果、会社は上司の言動に対する対応の悪さや管理不足を認め、Bさんに解決金を支払うことで解決しました。

※これらの事例と同様のトラブルであっせんを行った場合でも、その結果が事例と同じになるとは限りません。

至 男鹿市・能代市



お問い合わせ、あっせん申請のご相談はこちらまでどうぞ

秋田県労働委員会事務局  
審査調整課 調整班

秋田市山王四丁目1番2号  
秋田地方総合庁舎4階  
TEL:018-860-3284  
FAX:018-860-3286



秋田県労委

検索





秋 田 県 労 働 委 員 会 年 報

平 成 2 8 年 度

平成 2 9 年 5 月 発 行

秋 田 県 労 働 委 員 会 事 務 局

〒010-0951 秋 田 市 山 王 四 丁 目 1 番 2 号 秋 田 地 方 総 合 庁 舎 4 階

電 話 018(860)3282 (審 査 班) 3284 (調 整 班)

F A X 018(860)3286

E-mail akiroi@pref.akita.lg.jp

ホ ー ム ペ ー ジ <http://www.pref.akita.lg.jp/akiroi/>